

在宅訪問実施薬局における防犯機器等導入支援事業実施要綱

制定 令和 7 年 7 月 10 日付 7 保医健薬第 1281 号

（目的）

第 1 条 本事業は、在宅医療の現場で薬剤師が患者やその家族から受けるハラスメントの対策として、東京都（以下「都」という。）が防犯機器等の導入を支援することにより、薬剤師が安心して在宅医療に従事できる環境を整えることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる法人等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第 3 条 都内に開設している薬局（健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険薬局に限る。）のうち、在宅訪問を実施している薬局の開設者に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る費用の一部を補助する。

（その他）

第 4 条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。